

各所属長様

上下水道局長

令和2年度予算原案作成方針について（通知）

1 決算状況と今後の見通し

(1) 水道事業

平成30年度決算における事業経営の状況は、平均使用水量は減少したものの、給水件数の増加などの影響により、水道料金は前年度に対して1.3%の増加となった。また、給水申込納付金は、宅地開発の減少により前年度に対して11.5%の減少となった。

令和元年度の8月末時点における水道料金は、平均使用水量の減少や大口使用者の使用水量の減少に伴い減収となっているが、給水人口の増加と令和元年10月の水道料金改定により、年間では前年度よりも増加となる見込みである。また、給水申込納付金については、昨年度に引き続き、西八千代北部特定土地区画整理事業地内の宅地開発等により、前年度よりも増加となる見込みである。

今後の見通しは、水道料金では、使用水量の減少傾向が続くが、給水人口は微増が見込まれるとともに、水道料金改定により増加が見込まれる。しかし、企業債の償還は横ばいながら、水道施設の再構築や老朽化が進行する管路の耐震化・更新等に多額の費用が生じることから、慎重な事業運営が求められる。

(2) 公共下水道事業

平成30年度決算における事業経営の状況は、下水道使用者数は増加しているものの、水道事業同様に水需要の減少傾向が続いている状況に変わりはなく、大口使用の減少を要因として下水道使用料収入は前年度に対して0.2%減少している。

令和元年度の8月末時点における下水道使用料収入は、水道事業と同様に水洗化人口は増加しているが、平均使用水量は減少傾向にあり、年間では前年度と比較して微減となる見込みである。

今後の見通しは、水洗化人口は数年間の微増が見込まれるものの、下水道使用料収

入は水需要の減少により，大幅な増加を見込むことが難しい状況である。将来的にも水需要は減少の見通しであると同時に，流域下水道維持管理費負担金単価の引き上げが予定されており，更新時期を迎える下水道施設が控えていることから，より一層の必要な支出の見極め及び収入の確保が求められる。

2 予算原案作成の基本方針

現下の上下水道事業における共通の課題は，平成28年3月に策定した経営戦略に「上下水道事業の運営基盤の向上」として掲げているとおり，人口及び水需要の減少により料金・使用料収入の減少が見込まれる一方で，更新需要の増大が確実視される状況にいかに対応し，長期にわたって事業を安定的に運営できる基盤を築くかという点にある。

そこで，予算編成に当たっては，将来に負の財産を残さない堅実な財政運営に向けて，事業経営の基本である財政基盤の強化を図りつつ，事業の持続性及び受益者へのサービスの向上を図るため，各事業の徹底した検証を行い，真に必要な経費を精査した上で予算原案を作成するものとする。

水道事業においては，経営戦略に従って投資の合理化を図りつつ，将来の水需要に対応する安定水源の確保・保全及び水運用並びに施設の長期的な更新需要の把握に基づく事業の執行に取り組む。また，更新等多額の資金需要に対応するための企業債は，経費の削減並びに事業手法の見直しを徹底した上で，将来の負担を見据えた適正な活用を図る。

公共下水道事業においては，後年の更新需要の増大に備えるために，継続して黒字を維持し資金を蓄える必要があることから，施設の維持管理コストの削減や事業手法の見直しを徹底し，一層の経費の削減・抑制に努める。また，喫緊の課題である集中豪雨等に伴う浸水対策については，社会資本整備総合交付金制度の活用などにより計画を推進するとともに，最小限のコストで整備を図る。

令和2年度上下水道事業会計の予算は，上記の点に留意した経営を行うと共に，現在ローリング作業を行っている経営戦略との整合が取れた予算となるよう，以下の基本的事項により編成することとする。

【基本的事項】

- (1) 収入については，独立採算制の観点から，受益及び負担の公平性の原則に基づき，適正な負担を求めていくこととする。

ア 水道料金及び下水道使用料は、ともに水道事業及び公共下水道事業の収入の根幹をなすことから、従前にも増して詳細に使用水量等の動向を把握し、積算すること。また、収納率の維持・向上に努め、より効率的かつ効果的な滞納整理を行うこと。

イ 負担金等についても、事業収益、資本的収入とも適正な積算の下、確実に収入するよう努めること。

(2) 支出については、既存事業の取組みの成果を十分に評価・検証し、以下に掲げるとおり事務事業全般の見直しを行うこと。

ア 経営戦略の趣旨に沿った長期的な視点に立ち、予防保全や延命化の考え方を明確にするとともに、その実施に当たっても複数手法の比較検討を行いながら、計画的な事業の実施と最大限のコスト削減に努めること。

イ 経営戦略前期実施計画に掲げる事業においても、緊急性や必要性を十分に検証し、事業実施の優先順位を考慮したうえで作成すること。

(3) 定期監査及び決算審査における要望事項等への的確な対応を図り、経営改善に努めること。